



スマホ申告 説明会



～自宅で確定申告始めてみませんか～

講師
一関税務署

令和6年
1月17日(水)
13:30～15:00

役場 2階
201会議室

スマホ申告5つのメリット

税務署へ持参



不要

印刷代・郵送代



不要

添付書類



不要

※一部の書類は除く

確定申告期間の
利用可能時間



24時間

※メンテナンス時間を除く

還付金

3週間程度
で還付

書面提出の
場合は
1か月～1か月半
程度



早期
還付



持ち物



スマートフォン



マイナンバーカード



申告に必要な
書類

詳しくは広報1月号または
ホームページをご覧ください
役場税務課 46-5563